

原 第 40 号
令和4年7月25日

原子力規制委員会 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により，下記のとおり志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成4年10月23日付4資庁第9742号をもって認可を受け，平成5年7月27日付5資庁第8119号，平成6年4月27日付6資庁第2910号，平成8年3月5日付8資庁第724号，平成11年5月21日付平成11・02・26資第2号，平成13年1月5日付平成12・08・31資第11号，平成13年2月23日付平成13・02・15原第3号，平成13年3月30日付平成13・03・23原第25号，平成13年9月17日付平成13・08・21原第1号，平成13年11月28日付平成13・11・05原第4号，平成14年10月22日付平成14・09・30原第4号，平成15年3月6日付平成15・02・05原第14号，平成16年5月10日付平成15・12・19原第41号，平成16年7月1日付平成16・06・22原第1号，平成16年9月3日付平成16・08・04原第3号，平成17年2月24日付平成17・01・27原第1号，平成17年4月22日付平成17・03・24原第16号，平成17年10月4日付平成17・09・09原第20号，平成18年2月22日付平成18・01・31原第13号，平成18年6月26日付平成18・06・01

原第 8 号，平成 19 年 6 月 27 日付平成 19・06・13 原第 56 号，平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 29 号，平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 17 号，平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 24 号，平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 15 号，平成 21 年 5 月 25 日付平成 21・04・27 原第 29 号，平成 22 年 2 月 3 日付平成 21・12・24 原第 5 号，平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 32 号，平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・22 原第 13 号，平成 24 年 1 月 23 日付平成 23・12・21 原第 10 号，平成 24 年 6 月 7 日付平成 24・05・17 原第 12 号，平成 24 年 9 月 6 日付 20120802 原第 23 号，平成 25 年 6 月 28 日付原管 B 発第 1306273 号，平成 26 年 1 月 14 日付原管 B 発第 1401141 号，平成 27 年 7 月 30 日付原規規発第 15073010 号，平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 1603244 号，平成 29 年 7 月 7 日付原規規発第 1707071 号，令和 2 年 2 月 7 日付原規規発第 2002073 号，令和 2 年 9 月 17 日付原規規発第 20091715 号，令和 3 年 5 月 18 日付原規規発第 2105183 号及び令和 4 年 4 月 27 日付原規規発第 2204272 号で変更認可を受けた志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部を，別紙の志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし，下線は含まない。）。

2. 変更の理由

(1) 1 号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加

1 号炉は，令和 5 年 7 月 30 日に，運転を開始した日以後 30 年を経過することから，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第 82 条及び原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第 106 条の 6 に基づき，原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施した。この評価結果に基づき，長期施設管理方針を策定したことから，保安規定第 106 条の 6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）を変更するとともに，添付 4 として 1 号炉の長期施設管理方針を追加する。

(2) 記載の適正化

保安規定第 106 条の 6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）について，原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の号炉毎の実施状況を踏まえた記載に変更する。

3. 施行期日

本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，令和 5 年 7 月 30 日から施行する。

以 上

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第106条の6</p> <p>所長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1} (以下、本条において「機器及び構造物」という。) について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合には営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p>3 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以降50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p>4 所長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合又はその他第1項, 第2項若しくは第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件, 評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項, 第2項又は第3項において策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>※1 : 動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2 : 30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。 ※3 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。 ※4 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第106条の6</p> <p>所長は、<u>1号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1} (以下、本条において「機器及び構造物」という。) について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件, 評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p><u>2 所長は、2号炉に関し、機器及び構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p>3 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合には営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p>4 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以降50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p><u>5 1号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</u></p> <p>※1 : 動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2 : 30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。 ※3 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。 ※4 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>1号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加および記載の適正化</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
(なし)	<p style="text-align: center;">添付4 <u>長期施設管理方針</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第106条の6 関連)</u></p>	<p>1号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
(なし)	<p>(1) 1号炉 長期施設管理方針（始期：令和5年7月30日，適用期間：10年間） <u>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし^{※1}。</u></p> <p><u>※1：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価による。</u></p>	<p>1号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>附則（令和4年4月27日 原規規発第2204272号） （施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、令和4年6月28日から施行する。</p> <p>2 本規定の第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）、第3条（品質マネジメントシステム計画）、第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）の一部について、令和4年6月30日までの間、以下のとおり読替える。</p> <p>（1）「エネルギー取引部長」を「燃料部長」に読替える。</p> <p>（2）「エネルギー取引部」を「燃料部」に読替える。</p> <p>（略）</p>	<p>附則（令和 <u>年 月 日</u> 号） （施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、令和5年7月30日から施行する。</u></p> <p>（略）</p>	<p>施行日の規定</p>

添付資料

1. 志賀原子力発電所 1 号炉 高経年化技術評価書